



Ⅲ 申告等の環境整備に関する方針

1. 年間報告書の提供

- 国税庁が主催する「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」において、仮想通貨取引に係る申告の利便性向上に向けた方策を協議中
- 2018年分の確定申告より、国税庁は、個人の納税者に対して“仮想通貨の計算書”を提供する予定
- 仮想通貨交換業者各社は、顧客（納税者）が“仮想通貨の計算書”を簡易に作成できるよう、“年間報告書”の提供を行う方針（顧客から求めがあった場合には、取引履歴のデータも提供）
- 上記の仮想通貨交換業者の対応について、仮想通貨交換業者各社のウェブサイトにて公表する方針

2. 相続手続の整備

- 被相続人から相続人に口座残高を移行するための手順を明示する等、相続時の対応を整備する方針
- 相続人等から当該顧客が亡くなった日（相続開始日）における「残高証明書」等の交付依頼があった場合には、「残高証明書」等を発行
- 上記の仮想通貨交換業者の対応について、仮想通貨交換業者各社のウェブサイトにて公表

3. 仮想通貨交換業者の対応

- 仮想通貨交換業者の確定申告対応イメージ
例) A社の税金・確定申告に関するQ&A一覧ページ



3. 仮想通貨交換業者の対応

- ・ 仮想通貨交換業者の確定申告対応イメージ
例) A社の税金・確定申告に関するアンサーページ

なお、ライトコインの「購入数量」「購入金額」は、ライトコインを売却した年度の確定申告において取得価額の計算に必要となりますのでご注意ください。

(3) 証拠金取引(仮想通貨FX)による損益

年間取引報告書に記載された「損益合計」の金額「-5,635,446円」が損益となります。

(4) 損益の合算

上記(1)～(3)の損益を合算します：

各商品合計損益
 = (1) + (2) + (3)
 = 2,953,138円 + 2,573円 - 5,635,446円
 = -2,679,735円

計算例では、対象年度における当社での仮想通貨取引の合計損益がマイナスとなったため、当社においてのみ仮想通貨のお取引している場合は、申告すべき雑所得はないことになります。

他社でも仮想通貨のお取引があった場合、上記(4)の合計損益「-2,679,735円」は他の取引所における取引の損益と通算できませんが、雑所得以外の所得との損益通算はできませんのでご注意ください。

また、当該損益は翌年度に繰り越すことはできません。

年間取引報告書

下記のとおり、ご報告申し上げます。

《商品取引》

通貨名	取引通貨	購入数量	購入金額	売却数量	売却金額	キャンペーン
ビットコイン	0 BTC	87,604 BTC	27,696,661円	58,691 BTC	20,774,832円	9,341,957 BTC
イーサリアム	0 ETH	0 ETH	0円	0 ETH	0円	0 ETH
ビットコインキャッシュ	0 BCH	0 BCH	0円	0 BCH	0円	0 BCH
ライトコイン	0 LTC	10 LTC	86,320円	0 LTC	0円	0 LTC
リップル	0 XRP	100 XRP	2,656円	100 XRP	5,269円	0 XRP
合計			27,783,017円		20,780,101円	

《証拠金取引》

売買損益	レバレッジ手数料	その他	損益合計
-5,461,361円	-184,145円	0円	-5,635,446円

※確定申告の流れについては、「[仮想通貨取引の確定申告を書面で行う場合の流れを教えてください。](#)」よりご参照ください。

また、年間取引報告書の詳細は「[年間取引報告書の見方について教えてください。](#)」よりご確認ください。